

平成28年12月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 平成28年12月20日（火） 開会 午前10時 3分
閉会 午前11時27分

場所 第8委員会室

出席委員 岩崎宏委員長
権守幸男副委員長
吉良英敏委員、飯塚俊彦委員、杉島理一郎委員、小川真一郎委員、
須賀敬史委員、沢田力委員、鈴木聖二委員、菅克己委員、畠山稔委員、
並木正年委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部]
槍田義之危機管理防災部長、木崎秀夫危機管理防災部副部長、
加藤信次危機管理課長、市川善一消防防災課長
普家俊哉危機管理課危機対策幹
[福祉部]
鎌田茂樹障害者福祉推進課副課長
[県土整備部]
伊田恒弘道路環境課副課長
[都市整備部]
杉野勝也都市整備部副部長、諏訪修之都市整備部副部長
村田暁俊都市整備政策課長、吉岡博之都市計画課長
川辺隆浩市街地整備課長、高師功公園スタジアム課長
榎原徹建築安全課長
[教育局]
加賀谷貴彦保健体育課長

会議に付した事件

災害に強いまちづくり・地域社会づくりについて

吉良委員

- 1 自主防災組織が約5,400団体とのことだが、組織の種類はどのようになっているか。
- 2 リーダー養成の目標が1万人とのことだが、達成状況はどのようになっているか。
- 3 宮城県では防災指導員という自主防災リーダーとは別のものがあつたが、埼玉県の場合はどうか。
- 4 県内に災害拠点病院はいくつ指定されているか。また、災害拠点病院で使用するヘリポートの設置状況はどのようになっているか。さらに、さいたま市内の災害拠点病院はいくつ指定されているか。
- 5 県営公園の臨時ヘリポートは練習も含めてどれくらい使用されているか。

危機管理課長

- 1 自治会とは別に自主防災組織を要綱等で定めて設置している。
- 2 11月末現在で約8,700人であり、おおむね達成できる見込みである。
- 3 本県では、市町村から推薦を受けた130人ほどが自主防災組織リーダー養成指導員として認定されている。これは、宮城県の防災指導員に相当するものである。

消防防災課長

- 4 災害拠点病院は17病院指定されている。ヘリポートは病院敷地内若しくは近くに設置されている。さいたま市内は、さいたま赤十字病院、自治医科大学付属さいたま医療センター、さいたま市立病院の3つである。

公園スタジアム課長

- 5 臨時ヘリポートは、防災活動拠点に指定されている22公園のうち16公園で設置している。例えば、埼玉スタジアム2002公園では、テロを想定した訓練をはじめ、警察、消防と連携した大規模な救護訓練を実施しており、その際に活用している。

並木委員

- 1 災害時に、緊急輸送道路が通行不能となった場合、川を活用することも考えられると思うが、河川を利用した輸送などは考えているのか。
- 2 避難行動要支援者とはどのような方と定義されているか。
- 3 民生委員などが名簿を活用するのは個人情報保護との関係で難しいと思うが、どのように活用するのか。

消防防災課長

- 1 国が荒川に整備している緊急船着場を活用して帰宅困難者や物資の輸送を行うことについて国と連携を図っている。訓練も行っている。
- 2 要支援者とは障害者やお年寄り、一人で避難が難しい方など幅広い方である。
- 3 個人情報保護法では目的外使用を禁止しているが、名簿は災害対策基本法に基づき除外対象となっており、情報の提供や目的外使用が可能になる。また、地域防災計画ではその名簿情報の取扱いを記載するなど根拠に基づいて適切に対応している。

建築安全課長

- 1 県の耐震改修促進計画上では、道路に関する耐震対策についてのみ記述している。川の活用については記載していない。

並木委員

避難行動要支援者名簿の掲載者は、市町村が把握している障害者等ということによいか。

消防防災課長

名簿掲載者は障害者手帳などで把握できる方のほかに、手上げ方式により本人が支援を希望した方も含まれる。

菅委員

- 1 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について、耐震診断を実施した建築物の件数が県所管と11市所管とでそれぞれ12棟、9棟ということだが、耐震化工事までは、まだ完了していないと思う。耐震化工事がなされていないものは、必ず道路閉塞するという前提で考え、緊急輸送道路沿道の建築物の状況について、県土整備部の道路啓開計画と情報共有、連携をするべきと考えるが、どのような状況であるか。
- 2 防災活動拠点の22公園は、災害時の通信手段は確保されているか。
- 3 自主防災組織の講座で実施しているDIGやHUGを、地元の地図を使用するなど、地元の状況に合わせて生かせるようにすべきと考えるがどうか。
- 4 災害ボランティアの連携のため、今年は名簿提供をやっているか。市町村の防災力向上の取組に加えるべきと考えるが、資料に全く載っていないのはいかがなものか。

建築安全課長

- 1 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は民間事業者が相手ということもあり、なかなか進まないのが現状である。しかし、沿道建築物の倒壊や液状化等による橋りょうの段差、放置車両、沿道火災、建物倒壊等による電柱倒壊などのリスクを考慮した道路啓開順位を検討していると聞いているので、今後更に、関係部局と連携を図っていきたい。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の状況については、県所管分について12棟の診断が完了しており、このうち5棟については耐震化が完了している。また、診断実施済みのうち3棟が今年度、耐震化工事を実施している。

危機管理課長

- 3 講座ではDIGのやり方を覚えてもらい、地元に戻って地元の地図で訓練を実施してもらうことを考えている。また、地域で行えるよう、講師派遣を行うなど支援している。
- 4 名簿は個人には渡さないが、公的団体には渡している。6月定例会で菅委員よりアドバイスもいただき、県では新しい取組を検討している。新しい取組として、県民生活部や社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアのネットワーク化を図りたい。市町村とボランティアの仲立ちをする人材を育てる。今年度中に大枠の仕組みを考え、出来上がったなら資料に載せていきたい。

公園スタジアム課長

- 2 園内用の放送設備は22公園の全てで設置しているが、防災施設としての通信施設は設置していない。

菅委員

関係部局との連携はしっかりとお願いしたい。県立公園での非常時の通信手段がないと拠点機能としての能力を発揮できない。整備するべきではないか。

消防防災課長

災害時には移動式の防災行政無線を活用してまいりたい。

菅委員

確認だが、公園に今後、防災行政無線を整備するというのか。

消防防災課長

現在、所有している移動式防災行政無線で対応するということである。

秋山委員

- 1 良好な都市基盤が整備された住宅地や商業地の面積の平成27年度末の実績が1万9530ヘクタールであるが、その分母となる数値はどのくらいなのか。また、その整備率はどのくらいか。
- 2 実施例にある「川口金山町12番地区第一種市街地再開発事業」で従前の建築物46棟が、1棟の集合住宅に建て替わっている。増床が可能となることで大きな付加価値を生み出し、それを事業費に充当できたのではないかと思われるが、46棟の所有者の自己負担はどうなっているのか。また、自治体はどのように関与しているのか。
- 3 緊急輸送道路沿道建築物について、県所管分については、既に5棟の耐震化が完了し、今年度更に3棟の耐震化が進むようだが、11市所管分の40棟についてはどうなっているのか。また、さいたま市所管分の耐震化状況についてはどうなっているのか。さらに、耐震化の費用負担について、国や県、市町村の負担割合はどのようになっているのか。
- 4 22の県営公園の非常電源の設置状況はどうか。また、それは搬入式か常設か。また、県南部地域の公園について、マンホールトイレやかまどベンチなどの整備状況と整備目標はどうなっているか。
- 5 内水ハザードマップを作成しなくてよい市町村もあると思うが、どのような状況か。
- 6 高校生災害ボランティア育成講習会は、文科省の委託という説明であったが、講習会を行うに当たり法的な裏付けはあるのか。また、この講習会参加者は、極めて限られた人数のように思いますが、高校生活をしている間に、一回はこういう講習や受講ができれば良いと思う。参加者数を増やす努力はどのようにしているのか。さらに、生徒や教員が電車で遠いところから自己負担で来るのだろうが、自己負担をなくす方向で考えられないのか。

市街地整備課長

- 1 平成27年度末で、住宅系と商業系の土地区画整理事業、市街地再開発事業の施行済み面積と施行中の面積の合計は、2万2,135ヘクタールであり、この数値が分母となる。また、その整備率は約88%である。
- 2 市街地再開発事業は、土地を共同化・高度利用することで、公共施設を整備するとともに、古い建物を再開発ビルに建て替え、新たな床を生み出すものである。事業資金は新たに生み出された床の一部の売却金、国や地方公共団体からの補助金等で賄われる。

従前の権利者の資産は、等価で再開発ビルの床に置き換えられ、事業費の負担はない。自治体の関与は、補助金交付等の財政的支援、都市計画決定、事業化に向けた手続支援及び事業実施における技術的助言等である。

建築安全課長

3 11市所管分の40棟の耐震化状況については、診断実施済みが9棟、耐震化実施済みが5棟となっている。さいたま市の状況については、対象建築物が98棟と報告を受けている。現在、これらの建築物について耐震化状況の調査を実施していると聞いている。費用負担については、基本的に、国が3分の1、若しくは市が3分の1、所有者が3分の1となっている。補助メニューなど条件によって負担割合は変わってくる。

公園スタジアム課長

4 非常用電源は19の公園で設置済みである。全て常設である。次に、県南部地域の公園におけるかまどベンチやマンホールトイレ等の整備は、首都直下型地震の被害想定に基づき、甚大な被害が予想される市街地に位置する公園をまず優先的に行った。これらの施設の運営は、市町村が担う役割が大きいことから市町村の理解と協力が不可欠である。今後の整備に当たっては、避難地指定の状況や市町村の意向等も踏まえながら防災施設の充実について検討していきたい。

都市計画課長

5 5か年計画に位置付けられている35市町のほか、10市町で作成し、現在までに床上浸水被害などのあった45市町で作成されている。雨の降り方が変わってきていることもあるので、これまで浸水被害のなかった市町村においても、浸水が発生するおそれはある。内水ハザードマップの作成にこだわらず、どの場所が浸水に弱いかなど把握できるように、市町村に対し技術的支援を行っていく。

保健体育課長

6 法的な裏付けについては、文科省の要項に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が示されている。また、全ての高校生を参加させることは、規模的に厳しいのが現状であるが、それに近づけるための対応として、学校で行われている、救急救命講習会などにおいて、この講習会に参加した生徒や教員がリーダーとなって、各校の講習会で学んだ内容を報告するなどの工夫をお願いしている。この講習会の報告書については、県内全ての公立学校に配布をして活用できるようにしている。なお、生徒、教師の自己負担は今もない。

秋山委員

- 1 講習会について、交通費も含めて無料か。その点を確認したい。
- 2 耐震化に係る全ての費用の3分の1が、所有者の自己負担ということでもいいのか。

保健体育課長

- 1 交通費を含めて無料としている。

建築安全課長

- 2 内容によって異なる。県が所管する緊急輸送道路沿道の対象建築物においては、原則、

耐震診断については補助率10分の10で、上限1,000万円、設計や耐震改修工事については補助率3分の2で、上限4,400万円となっている。う回路のない路線に関しては上限額をなくして補助している。

沢田委員

- 1 さいたま減災プロジェクトの画面は見にくい。スマートフォンでSNS投稿するには画面が小さく、避難所でパソコンを使って見られるとも限らない。また、被害状況の投稿だけでなく、周辺道路の混雑の状況も分かるようにした方がいいのではないか。道路の復旧状況や避難情報なども見られるようにならないか。
- 2 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する取組について、県や市町村などの区別なく取り組んでいただきたい。縦割りではなく、政令市のさいたま市も含めて考えていく必要があるがどう考えるか。
- 3 災害時には要配慮者への対応が必要となるが、埼玉県においても観光客を増やそうとする中、外国人や旅行者への対応はどうするのか。

都市計画課長

- 1 減災プロジェクトは、民間会社のウェザーニューズが運営しているシステムである。県は、投稿が防災・減災の情報共有の一つのツールとなることから協働しているものである。あくまで投稿なので行政情報の提供ということではなく、身近な情報を身近に伝えている内容となっている。システムにはお知らせ機能があるので行政情報の提供についてはウェザーニューズと調整をしてみたい。

危機管理防災部長

- 1 県では、災害オペレーション支援システムを整備し、災害情報の見える化・共有化を図っている。このシステムを活用することで、避難所情報がNHKなどのデータ放送で配信される取組を始めた。視察したつくば市の防災科学技術研究所では熊本地震の際に道路情報等を提供していた。今後県でも取り入れられないか、防災科学技術研究所にも御協力を仰ぎながら検討していく。当然システムにはさいたま市の情報も含めている。

建築安全課長

- 2 緊急輸送道路に関する取組であることから、道路の機能確保という視点からも広域に捉えることが重要であると考えている。このようなことから、県やさいたま市を含む特定行政庁と埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会を平成23年に発足し、取り組んでいるところである。今後も、関係自治体と連携して進めていきたい。

消防防災課長

- 3 地域防災計画の中で避難行動要支援者名簿にリスト化する範囲を定めるが、一般的には高齢者、身体障害者、知的障害者、難病患者などとしている例が多い。このほかに支援を希望する者や意思疎通に支障のある外国人を含めている市町村もある。旅行者については、リスト化することは不可能だが、要配慮者対策として、情報発信をしっかりとすることで対応していく。

沢田委員

観光に力を入れるからには外国人観光客へ配慮すべきであり、その対応に率先して取り

組むべきと考えるがどうか。

消防防災課長

市町村にその旨をしっかりと伝え、計画等に明記されるよう働き掛けていく。

小川委員

- 1 若いうちから防災リーダーを育てていくことは、重要だと考える。高校生だけではなく義務教育の範ちゅうの中で、例えば、中学校3年生辺りでこういう体験をさせてあげられないものか。
- 2 現在、82.6%の高校で実施されているということだが、実施していない17.4%の学校は、どのような要因でこういった教育をしてないのか、
- 3 私立学校については、どのような対応をされているのか。分かる範囲で教えて欲しい。

保健体育課長

- 1 現在のところ文部科学省の委託事業の中で、高校生を対象として行っている。中学生に関してはそれぞれの市町村で、小中連携の避難訓練などを行っている。
- 2 全員参加するという前提で行っているため、実情としてできない学校がある。
- 3 私立学校については、今のところ、文部科学省の委託事業の範囲外であるため行っていないが、独自に避難訓練等を各学校で行っている。